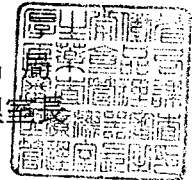




薬食機発第 1221001 号
平成 18 年 12 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 医薬食品
審査管理課 医療機器審査管理 課長



希少疾病用医療機器の指定取消しについて

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 の 4 の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医療機器について、同法第 77 条の 2 の 5 の規定に基づき希少疾病用医療機器の指定が取消されたので通知する。

記

指定番号	医療機器の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(12 薬) 第 8 号	磁気細胞分離システム	悪性腫瘍、非腫瘍性疾患、先天性疾患及び重症自己免疫疾患における同種骨髓移植、同種末梢血幹細胞移植、自家骨髓移植、自家末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植時における造血幹細胞（CD34 陽性細胞）の分離採取	麒麟麦酒株式会社